

鹿児島市立病院院内保育所管理運営業務委託

企画提案競技実施要領

令和8年6月19日

鹿児島市立病院総務課

## 1 業務名

鹿児島市立病院院内保育所管理運営業務

## 2 業務の目的

鹿児島市立病院院内保育所管理運営業務委託企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）  
のとおり

## 3 業務の主な内容

院内保育所の管理運営業務（詳細は仕様書のとおり。）

## 4 契約期間

契約締結の日から令和12年3月31日まで

なお、契約締結日（令和8年9月上～中旬（予定））から令和9年3月31日を準備期間  
とし、令和9年4月1日から令和12年3月31日を履行期間とする。

## 5 提案上限額

126,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すための  
ものであることに留意すること。また、提案上限額を超えてはならない。

## 6 企画提案競技参加条件

次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本告示の日（以下「告示日」という。）から入札参加資格審査申請の受付期限の日までにおいて、本市又は鹿児島市立病院から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 本市又は鹿児島市立病院が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない

者であること。

- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 本企画提案において、参加者又は構成員として、複数の参加申込みをしていないこと。
- (8) 告示日において、納期の到来している市町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (9) この業務を適正に処理できる経営の規模及び状況にあると認められること。
- (10) 法人等を設立して5年以上経過しており、財政状況、損益状況及び賃金状況が良好であること。
- (11) 九州内（沖縄を除く。）に本社又は営業所等を有する法人等であって、認可保育所又は認可外保育施設（定員25人以上の保育施設に限る。）の管理運営（業務委託契約による受託管理運営を含む。以下同じ。）をしていること。
- (12) 認可保育所又は認可外保育施設の管理運営の実績を5年以上有していること。
- (13) 令和3年度以降に認可保育所又は認可外保育施設において週2回以上の終夜保育かつ週1回以上の病児保育、病後児保育の実績を有していること。

## 7 参加申込手続き

### (1) 提出書類

- ① 企画提案競技参加申込書（様式第1号）
- ② 会社概要（様式第2号）
- ③ 委任状兼使用印鑑届（様式第3号。印鑑証明書と同じ印鑑を使用する場合は不要）
- ④ 保育施設管理運営実績表（様式第4号）
- ⑤ 商業登記簿謄本（提出日前3月以内に発行されたもの。写し可）
- ⑥ 会社定款
- ⑦ 直近の営業年度の決算書の写し（財務諸表等）
- ⑧ 印鑑証明書（提出日前3月以内に発行されたもの。写し可）
- ⑨ 市税納税証明書（提出日前3月以内に発行されたもの。写し可）
- ⑩ 消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3月以内に発行されたもの。写し可）

### (2) 提出部数

各1部

### (3) 提出先

〒890-8760

鹿児島市上荒田町37番1号

鹿児島市立病院総務課職員係（2階）

連絡先 電話 099-230-7002（内線2017）

(4) 提出方法

直接持参または郵送（書留郵便に限る。）

※直接持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(5) 提出期限

令和8年7月16日（木）午後5時15分まで（期限厳守、郵送の場合は必着）

(6) 参加決定通知

企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和8年7月28日（火）（予定）までに書面にて個別に通知する。

(7) 注意事項

- ① 企画提案競技への参加を申し込む者は、(1)の提出書類をA4判縦ファイルに順番に綴じ、表紙に業務の名称及び事業者名を記入し、提出すること。
- ② 市税納税証明書は、当業務を請け負う営業所若しくは本社の所在する市町村等の発行する「市税納税証明書（入札参加資格審査用）」を提出すること。
- ③ 令和8・9年度鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿へ掲載されている者にあつては、(1)の⑤から⑨までの書類の提出を省略することができる。

8 企画提案書提出手続き

(1) 提出書類（※資料3：企画提案書の作成要領参照）

以下の①～④の書類等を作成し、提出すること。

- ① 鹿児島市立病院院内保育所管理運営業務委託企画提案書（鑑）（様式第6号）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 管理運営経費見積書（様式第7号）
- ④ 見積積算根拠（任意様式）

(2) 提出部数

(1)の①～④の正本：1部

(1)の②～④の副本：15部

（副本には企業名（略称を含む）住所、社章等の企業名がわかる記載をしないこと。）

(3) 提出先

「7 参加申込手続き（3）」に同じ

(4) 提出方法

「7 参加申込手続き（4）」に同じ

(5) 提出期限

令和8年8月17日(月)午後5時15分まで(期限厳守、郵送の場合は必着)

9 提案書記載要領

(※資料3：企画提案作成要領参照)

10 経費見積り

「管理運営経費見積書(様式第7号)」について、提案書の内容に基づき、本委託業務に係る経費を見積もること。

11 委託業者の選定方法

(1) 選定方法

鹿児島市立病院院内保育所管理運営業務委託選定委員会(以下「選定委員会」という。

)において、参加者の参加資格を確認した上で、企画提案書及びプレゼンテーションにより以下の審査基準に基づき、審査項目ごとに評価付けし、最高得点者となった提案者を選定する。

なお、評価基準⑪から⑭は提出書類の記載内容により審査するため、プレゼンテーションは不要とする。

(2) 審査基準

| 審査項目  | 配点   |
|---|------|
| ①保育理念、管理運営方針(保育所管理運営にあたっての基本的な考え方、目標等)          | 15点  |
| ②保育内容(テイルプログラム、年間保育計画等)                         | 20点  |
| ③子どもの健康・衛生管理(取り組み)                              | 15点  |
| ④食育に関する考え方、食事(給食・おやつ)                           | 20点  |
| ⑤安全管理(事故災害の防止策、発生時の対応等)                         | 20点  |
| ⑥苦情処理体制(保護者等からの要望や苦情への対応方法、取り組み)                | 10点  |
| ⑦個人情報保護・情報公開(取り組み)                              | 15点  |
| ⑧一時保育への対応・終夜保育(夜勤職員等)への対応(取り組み)                 | 15点  |
| ⑨病児・病後児保育への対応(取り組み)                             | 15点  |
| ⑩その他、アピールポイント(独自提案を含む)                          | 10点  |
| ⑪職員の配置・勤務体制及び研修・資質向上(配置基準、不測の事態への対応等、研修計画、取り組み) | 15点  |
| ⑫開所までのスケジュール(事業開始までの準備等のスケジュール)                 | 10点  |
| ⑬経営・業務実績(保育施設管理運営実績表)                           | 10点  |
| ⑭経費の妥当性(管理運営経費見積書)                              | 10点  |
| 合計  | 200点 |

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、書面にて個別に通知する。なお、決定に対する異議は一切認めない。

## 1.2 プレゼンテーション

### (1) 参加者

参加決定通知受理者

### (2) 実施日

令和8年8月26日（水）予定

### (3) 場所

鹿児島市立病院 1階 多目的ホール

### (4) 持ち時間

25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）とする。

### (5) プレゼンテーションの実施方法

- ① 順番については、「8 企画提案書提出手続き」で定める企画提案書の提出の遅い順とする。
- ② プレゼンテーションに当たっては、提出された提案書についての説明を中心とし、追加資料等の提出は認めない。（企業名のわかる説明はしないこと。）
- ③ プレゼンテーション時に提案書の記載内容を抜粋したパワーポイントを作成して説明したりすることは差し支えない。

## 1.3 質疑応答

### (1) 質問方法

質問内容を別紙「質問書（様式第5号）」に記載し、電子メールで送信し、電話にて受信確認を行うこと。

### (2) 質問受付期限

- ① 質問提出期限（参加資格関連） 令和8年6月29日（月）正午まで（期限厳守）
- ② 質問提出期限（企画提案書作成関連及び保育園の施設関係）  
令和8年8月6日（木）正午まで（期限厳守）

### (3) 質問先

「7 参加申込手続き」の提出先に同じ。

### (4) 質問回答

参加資格等の参加申し込みに関する質問は、7月2日（木）までに、企画提案書作成及び保育園の施設関係に関する質問は、8月10日（月）までに、質問内容とその回答内

容を随時ホームページに掲載する。

#### 1.4 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。なお、予定とあるものはおおむねの日程を示すものである。

| 内容  | 日時                        |
|---|---------------------------|
| (1) 告示  | 令和8年 6月19日(金)             |
| (2) ①質問提出期限(参加資格関連)<br>②質問提出期限(企画提案書作成関連及び保育園の施設関係) | 6月29日(月) 正午<br>8月6日(木) 正午 |
| (3) ①質問回答(参加資格関連)<br>②質問回答(企画提案書作成関連及び保育園の施設関係)     | 7月2日(木)<br>8月10日(月)       |
| (4) 参加申込書提出期限                                       | 7月16日(木)                  |
| (5) 参加決定通知  | 7月28日(火)                  |
| (6) 企画提案書提出期限                                       | 8月17日(月)                  |
| (7) 企画提案(プレゼンテーション実施)                               | 8月26日(水) 予定               |
| (8) 選定結果通知・契約                                       | 9月14日(月) 予定               |

#### 1.5 業務の委託方法

- (1) 選定委員会で選定された提案者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する(随意契約)。
- (2) 選定された提案者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- (3) 仕様書は、選定された提案を基に業務実施の具体的方法について、協議、調整を行い、作成する。
- (4) 予算の範囲内において、あらためて契約予定者と見積り合わせを行う。

#### 1.6 失格条項等

- (1) 企画提案競技への参加に関する提出書類(以下「提案書等」という。)の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- (2) 企画提案競技に参加する資格要件を欠く場合又は企画提案競技までの間に当該資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 提案書等が不足する場合
- (4) 提案書等に虚偽の内容が記載されている場合

## 1 7 提案書等の取扱い

- (1) 提案書等は、返却しないものとする。
- (2) 提案書等の作成及び提出、プレゼンテーションの実施など、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提案書等は、審査及び説明を目的に、この写しを作成し、使用することができる。
- (4) 提案書等は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、提出者名を伏せて公表することがある。この場合において、提案書等の写しを作成し、使用することができる。

鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱 別表（第3条関係）

| 措 置 要 件  | 期 間   |
|--|---|
| <p>1 契約の相手方等（関係団体の契約の相手方等を含む。）である個人又は契約の相手方等（関係団体の契約の相手方等を含む。）である法人の役員若しくはその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者（以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> | <p>入札参加除外を行うことを決定した日（以下「認定日」という。）から12月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで。</p> |
| <p>2 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、契約の相手方等（関係団体の契約の相手方等を含む。）の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>  | <p>認定日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで。</p>                            |
| <p>3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p>  | <p>認定日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで。</p>                            |
| <p>4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>   | <p>認定日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで。</p>                            |
| <p>5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>   | <p>認定日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで。</p>                            |
| <p>6 市（関係団体を含む。）の発注契約に関し、受注者が再委託契約、下請負契約、資材及び原材料の購入契約並びにその他の契約にあたり、その相手方が第1項から前項までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p>  | <p>認定日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで。</p>                            |
| <p>7 市（関係団体を含む。）の発注契約に関し、受注者が第1項から第5項までのいずれかに該当する者を再委託契約、下請負契約、資材及び原材料の購入契約並びにその他の契約の相手方としていた場合（前項に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解</p>  | <p>認定日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで。</p>                            |

を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

8 市（関係団体を含む。）の発注契約に関し、受注者が暴力団関係者から不当介入を受けた場合において、遅滞なくその旨を発注者及び警察に通報しなかったとき。

認定日から6月